

警務甲達第19号
令和6年3月8日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察の識別章の取扱いについて

みだしのことについては、福井県警察の識別章の取扱いについて（令和5年警務甲達第9号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、識別番号一覧表を変更し、令和6年3月21日から下記のとおり実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和6年3月20日をもって廃止する。

記

1 目的

この通達は、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号）、交通巡視員の服制に関する規則（昭和45年国家公安委員会規則第7号）、警察官等に対する被服の支給等に関する条例（昭和29年福井県条例第39号）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 識別番号

所属（職）における番号標の識別番号は、識別番号一覧表（別表）のとおりとする。

3 番号標の貸与等

- (1) 警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）に、同一番号の番号標3個を貸与する。
- (2) 所属長は、警察官等に番号標を貸与したときは、番号標貸与報告書（別記様式）により本部長に報告するものとする。

4 識別章の着装除外

警察官等が識別章を着装しないことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 看守勤務の警察官が留置場において勤務する場合
- (2) 護送勤務の警察官が護送用車両を運転し、又は検察庁若しくは裁判所において勤務する場合
- (3) 治安警備実施に従事する場合
- (4) (1) から (3) までに掲げる場合のほか、識別章を着装する必要がないと所属長が認める場合

5 番号標の裏面表示

警察官等が番号標の裏面を表示することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 暴力団の事務所を捜索する場合であって、番号標の表面を表示することによりその現場における妨害又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると

認められる場合

- (2) 泥酔者を保護する場合であって、当該泥酔者が番号標の識別番号を大声で叫ぶなどして適正な職務執行に支障を及ぼすと認められる場合
- (3) (1) 及び(2) に掲げる場合のほか、番号標の裏面の表示が必要であると所属長が認める場合

別表

識別番号一覧表

所属（職）	識別番号	所属	識別番号
本部長	F P 0 0 1	交通機動隊	U A 0 0 1 ~
警務部長	F P 0 0 2	高速道路交通警察隊	U B 0 0 1 ~
生活安全部長	F P 0 0 3	公安課	H T 0 0 1 ~
刑事部長	F P 0 0 4	警備課	H U 0 0 1 ~
交通部長	F P 0 0 5	機動隊	U C 0 0 1 ~
警備部長	F P 0 0 6	原子力施設警備隊	U D 0 0 1 ~
首席監察官	F P 0 0 7	警察学校	P A 0 0 1 ~
総務課	H A 0 0 1 ~	福井警察署	S A 0 0 1 ~
県民サポート課	H A 1 0 1 ~	福井南警察署	S B 0 0 1 ~
警務課	H B 0 0 1 ~	大野警察署	S D 0 0 1 ~
会計課	H C 0 0 1 ~	勝山警察署	S E 0 0 1 ~
厚生課	H G 0 0 1 ~	あわら警察署	S G 0 0 1 ~
監察課	H E 0 0 1 ~	坂井警察署	S F 0 0 1 ~
留置管理課	H V 0 0 1 ~	坂井西警察署	S H 0 0 1 ~
情報技術企画課	H D 0 0 1 ~	鯖江警察署	S J 0 0 1 ~
生活安全企画課	H H 0 0 1 ~	越前警察署	S L 0 0 1 ~
地域指導課	H I 0 0 1 ~	敦賀警察署	S M 0 0 1 ~
人身安全・少年課	H J 0 0 1 ~	小浜警察署	S N 0 0 1 ~
生活環境課	H K 0 0 1 ~		
サイバー犯罪対策課	H B 1 0 1 ~		
地域機動警察隊	U E 0 0 1 ~		
刑事企画課	H X 0 0 1 ~		
捜査第一課	H L 0 0 1 ~		
捜査第二課	H M 0 0 1 ~		
組織犯罪対策課	H F 0 0 1 ~		
鑑識課	H N 0 0 1 ~		
科学捜査研究所	H O 0 0 1 ~		
機動捜査隊	U F 0 0 1 ~		
交通企画課	H P 0 0 1 ~		
交通指導課	H Q 0 0 1 ~		
交通規制課	H R 0 0 1 ~		
運転免許課	H S 0 0 1 ~		

別記様式省略